

官報

号外

平成十年三月十七日

○第四百十二回 衆議院會議録 第十八号

平成十年三月十七日(火曜日)

議事日程 第九号

平成十年三月十七日

午後一時開議

- 第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木主雄君外三名提出)の趣旨説明及び質疑
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議
○議長(伊藤繁一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤繁一郎君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長柳沢伯夫君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(柳沢伯夫君登壇)

○柳沢伯夫君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて平成十年四月分からそれぞれ引き上げるとともに、戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の国債を支給しようとするものであります。

本案は、去る三月十一日付託となり、同日小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十三日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤繁一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤繁一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤繁一郎君) 日程第二、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長世川堯君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(世川堯君登壇)

○世川堯君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案についての互建設大臣の趣旨説明

道路整備緊急措置

二

本案は、下級裁判所における事件の適正、迅速な処理を図るため、判事補の員数を二十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一人増加しようとするものであります。

委員会においては、去る十三日下橋葉法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、在ユーゴスラヴィア日本国大使館の名称を在ユーゴスラヴィア連邦共和国日本国大使館に、在西サモア日本国大使館の名称を在サモア日本国大使館に、在コンゴ日本国大使館の名称を在コンゴ共和国日本国大使館に、在ザイール日本国大使館の名称を在コンゴ民主共和国日本国大使館に改めるとともに、おのおのの位置の国名をユーゴスラヴィア連邦共和国、サモア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国に改めると、

第二に、在アンヴァー日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、

第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること

等と内容とするものであります。

本案は、去る三月十一日に外務委員会に付託され、同日小淵外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)及び道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)の趣旨説明

措置法の一部を改正する法律案及び鈴木吉雄君外三名提出、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。建設大臣瓦力君。

(国務大臣瓦力君登壇)

○国務大臣(瓦力君) 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行の道路整備五カ年計画は平成九年度をもって終了することとなりますが、我が国の道路は、道路交通の進展に比べその整備のおくれが目立つなど、今なお質、量ともに不十分な状況にあります。今後とも、経済構造改革の支援、活力ある地域づくり、都市づくりの支援等を主要課題として、国民の道路整備への要請に的確にこたえつつ、緊急かつ計画的に道路整備を推進する必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画の策定等の措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、平成十年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を策定することとしております。

第二に、道路整備五カ年計画に合せて、奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成十

五年三月三十一日まで延長することとしたしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 提出者鈴木吉雄君。

(鈴木吉雄君登壇)

○鈴木吉雄君 民友連の鈴木吉雄でございます。

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、民友連を代表して、その趣旨を御説明いたします。

道路は、車の利用者だけではなく、国民の社会経済生活全般と深くかかわりがあり、国民生活に不可欠な社会資本であります。この重要な道路を、国民の参加とその意見の反映によって整備を進めていくことが、この法律案の趣旨であります。

一方で、従来より、政府案は改正を幾たびも重ねてまいりました。しかし、この政府提出の法律案に基づく五カ年計画は、行政にとっては便利な計画であっても、決して国民の意見を反映した計画とは言えないのであります。

そもそも、道路が国民生活に大きな影響を与える社会資本であるからこそ、貴重な税金を年間に

何兆円も投入して整備を進めているのであります。そうであるなら、道路整備に当たっては、あらゆる角度から国民の意見を聞き、これを実際の整備において反映させていくことは当然であります。しかし、実際には、立派な農道があるすぐ横に新たに国道を設置するなど、そのような事例が全国に散見され、税金の使い方に大きな疑問が出ているのであります。

これを是正するためには、道路整備における計画の策定、実施、そして事後評価の各段階において情報公開を進め、さらには、国会が関与することによって、国民の意見を一層反映させていく制度をつくることが重要であります。

この点については、政府の審議会でも同様の答申が行われておるのであります。昨年六月、道路審議会が政府に対して行った建議は、一つは、国民参加型の新しい方式の導入、また、道路政策の基本的な考え方の転換、効率的で透明な政策の進め方の提示を柱として、具体的には、パブリックインボルブメント、いわゆる住民参加の採用や評価システムの導入を提案しているのであります。しかし、今回の政府案にはこれらを取り上げられておらず、従来型を踏襲しているにすぎません。私たちがこの改正案によって提案していることは道路審議会の答申に沿ったものであり、同時に、時代の流れに沿ったものであると確信をしております。

また、この道路審議会では、国民参加の初めての方法として、住民が望むこれからの道づくりの方向性という意見募集をいたしました。これに対し、全国三万五千人余の多くの方々から意見が寄せられました。

意見の内容は、例えば、人、歩行者中心の道づくり、交通弱者や高齢者、また自然環境に配慮した道づくりといった、従来の、単なる効率性の向上を求める道づくりの視点とは異なったものが多く寄せられておるのであります。しかし、これらの意見が五カ年計画にどのように反映されたかは不明でございます。

欧米では、このように全体計画への国民の参加は当然のこととなっており、日本でもこれらの意見を実際の道づくりに反映させることが重要であると私は思います。そのためには、国民の意見を聞くことを制度化するとともに、国会という国民の意見の集約の場で道路整備の方向性を決めていくことが必要であります。これがこの改正案の主たる提出理由であります。

そこで、民友連提出の道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、その内容について御説明をいたします。

第一に、政府が策定する道路整備五カ年計画を国会承認事項といたします。この計画を国会の場で議論することにより、道路整備の方向性を国民

の前に明らかにするとともに、国権の最高機関たる国会の責任において税金の使い道について判断を行うことといたします。また、政府が国会に計画を提出する際には、国民各位から寄せられた意見をもあわせて提出することとした上で、国会の議論により国民各位の意見を計画に反映させるものであります。

第二に、計画の策定過程を国民の前に明らかにすることとあります。建設大臣が計画の原案を作成した際には、これを公告縦覧に付し、あわせて意見を有する者が意見書を提出できる機会を確保いたしました。この意見書は、その概要を国会に提出することとしております。また、道路審議会において計画を審議する際は、これをすべて公開することとし、さらには道路審議会に公聴会の開催を義務付けております。このように、計画の策定から国民に対して情報を提供することは当然であります。

政府は、新たな五カ年計画の策定に当たり、国民から意見を募っております。私たちの改正案はこれに法的な担保をするものであり、これは先ほど申し上げましたように、道路審議会の建議にも盛り込まれている事項であります。現代の政策形成過程において、国民に広く情報を公開し、国民から意見を聞くことは当然であり、政府提出の改正案が今もなお政府の内部において計画を策定しようとしていることは全く不思議であります。

第三に、計画に対する事後評価の制度化であります。従来の計画あるいは予算は、これをつくる段階に余りにもエネルギーを注ぎ、その計画あるいは予算を実行した結果については軽視してきた面がありました。しかし、予算については周知のように衆議院に決算行政監視委員会が設置され、決算すなわち事後的なチェックの体制を整備いたしました。本改正案による事後評価システムもこれと同様の流れにあり、本改正案では計画が終了した年度の翌年度以内に、政府はこの計画に関する報告書を作成し、これを国会へ提出することを義務づけております。これにより、事業の成果あるいは進捗状況などが明らかにするとともに、税金の一層の効率的活用を図るよう、自後の計画に反映させていくことが可能となるのであります。

正案の趣旨に御理解を賜りたいと存じます。以上で、本法案の趣旨の御説明とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出）及び道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（鈴木吉雄君外三名提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（伊藤宗一郎君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山本議員君。

（山本議員君登壇）
○山本議員君 私は、民友連を代表して、ただいま提案のありました民友連提出の、そして政府提出の、それぞれの道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括して、提出議員各位及び橋本総理大臣に対して質問を行います。

道路は、国民にとって単なる移動の経路ではなく、あるときは交流の場であり、あるときは思索の場であり、結果的に思い出の場にもなり得る空間であると思えます。このように国民生活にまさに密着した道路の整備を行うに当たっては、国民の前で正々堂々と議論を通じた計画が必要なのは明らかであります。

ここまで御説明いたしましたように、本改正案は当たり前のことを規定しているだけではありません。数十兆円に及ぶ税金の使い道を私たちが決めないで、一体だれが決めるのでありましょうか。何とぞ議員各位におかれましても、みずからが国民より負託された責任の大きさをかみしめ、本改

万円の損失をこうむったと言われております。もとより我が国は、古くから馬車などを使うことに道路使用が限定をされ、結果的に、戦後に迎えたモータリゼーションに適した道路は有しておりませんでした。その上戦争によるこのような被害を受けたのですから、社会資本としての貧弱さは目に余る状態だったことは容易に想像ができます。その状況は、政府の要請によりまして昭和三十一年に米日したワトキンス調査団の報告書でも明らかであります。この報告書の冒頭には、日本の道路は信じがたいほど悪い、工業国にしてこれほど完全にその道路網を無視した国は日本のほかにないとかかなり厳しい批判が書かれているわけがあります。

また、昭和三十一年の経済白書。この年の経済白書は「もはや日本は戦後ではない」と宣言したことで有名であります。この白書においても、最近の我が国の各種生産力の増大、その他経済活動の上昇から見ても、交通問題の早急な検討と適切な対応が望まれると、貧弱な道路網が経済成長の障害になることを指摘いたしております。

このようなさまざまな指摘を受けて、政府は、昭和三十一年に策定した新長期経済計画の中で、道路整備の重点策として、生産活動の隘路の重点整備、そして、都市間道路網及び高速自動車国道の整備という二つを掲げまして、当時進行中だった第一次道路整備五カ年計画を発展的に解消させ、一次に比べて総投資額において四倍近い規模

の第二次道路整備計画を策定しました。あわせて、既に施行されていた道路整備費の財源等に関する臨時措置法を廃止し、新たに道路整備緊急措置法を制定することによって、道路整備を支える基本的な法体系の整備を行いました。

以来、我が国の道路は飛躍的に発展を遂げてまいりました。昭和三十八年七月には我が国初の高速道路である名神高速道路の一部開通、そして、現在我が国の大動脈である東名高速道路は、昭和四十三年に一部開通、翌昭和四十四年には全線が開通し、我が国の生産活動の基盤となって経済成長を支えてまいりました。現在では、いわゆる高速道路を含む高規格幹線道路七千二百六十五キロメートルが整備され、改良済み道路の延長は二十五万六千キロメートルに達しています。

一方、我が国社会は、三十年代中ごろから乗用車が次第に普及し出し、また、経済活動の活性化によりトラック輸送が増大をいたしました。現在の国内自動車保有数は約六千七百万台となっており、昭和三十四年の三十六・一倍に達しています。

このように、我が国の経済発展とあわせて進んできた道路整備であります。現在、さまざまな意味で大きな転換点を迎えております。

その第一は、皆さん御承知のように、我が国の危機的な財政状況であります。道路は、国民に密着した重要な社会資本であるがゆえに、毎年度莫大な予算が投じられています。平成九年度補正後

のベースで見ますと、国費の道路整備費が三兆六千億円、財政投融資では二兆六千億円の資金が投入をされています。このほかに自治体が投入をした資金が七兆四千億円と、合計しますと十三兆七千億円の莫大な資金が道路整備に投入をされています。国民の税金あるいは国民が背負うことになる借金をこれだけ投入をするのですから、道路整備に当たっては十分な国民の意見の反映と費用対効果の分析が必要であることは当然であります。

先ほど触れました東名高速道路などは、建設が国民生活及び国民経済に大きなメリットをもたらしたことは明白であります。しかし、今後整備していく道路にはこのような全国に波及する効果は必ずしも期待できません。地域地域の道路整備の必要性を、国全体の視点から優先順位を設けていく必要があります。また、この整備を推進する際には、その情報を国民の前に明らかにし、国民が一定の負担を負うことも知っていたかなくてはなりません。

そして、何よりも私たち国会がこの点について十分な議論を行う必要があると考えます。この点では、民友連提案の改正案においては、道路整備五カ年計画の国会承認を盛り込んでおり、時代に即した提案だと考えます。現在の財政状態を念頭に置いて、地域個別の必要性を国会の場で議論、調整することが今後の道路整備にとって不可欠であります。

第二点は、国民のニーズに沿った道路整備への

転換であります。

我が国社会は、国民一九九〇年となって欧米に追いつこうとしたキャッチアップの時代を過ぎ、国民一人一人がその個性に応じた豊かさを創造する時代に移行しつつあります。道路においても、単に産業の生産効率上がるからとか移動時間が短くなるからというだけで単純に整備を進める時代ではなくなりつつあります。

先ほど私が触れました昭和三十三年の新長期経済計画で示された生産活動の路路の重点整備、そして都市間道路網及び高速自動車国道の整備という二つの重きを置いたこれまでの道路整備計画からの転換をしていかなければならない時代になっているのです。道路は大変便利な社会資本でありますが、一方で、その整備において国民の生活基盤である環境を破壊する面は否めません。

また、道路そのものの性格も、地域の住民がそこで触れ合い、語らうなど、コミュニティという観点から考える必要もあります。高齢化社会の中で私たちが生活に豊かさを実感できるようにするために、ゆっくり散歩をできるような道路も不可欠であります。そのためには、従来の生産基盤を中心としてきた道路整備だけではなくて、生活者の視点を中心に、環境、福祉、文化などの面に配慮をした道路整備を進める必要性が拡大してきております。ここにおいても、やはり道路整備について情報公開を促進し、国民の意見を広く聞いていく必要があります。

第三点は、都心の交通問題でもあります。

地方の道路網整備の必要性は十分に認識をしておりますが、一方で、私も東京に住む都民の一人として、この東京の渋滞あるいは通勤ラッシュには悩まされております。特に、私の住む東京都西部は、南北方向に基幹道路が少ないことから、常に渋滞が発生しており、非常に不便を感じております。年間に数十兆円もの財政資金を投入している一方で、このように都心の交通環境の改善が図られないことに対しては、東京のみならず都市部に住む多くの国民がいら立ちを感じていると思えます。

この解決のためには、単に道路整備を促進して渋滞の解消を図るという手段だけではなくて、都市政策の一環として道路整備を検討していかなくてはなりません。そのためには、やはり縦割りの役所の中だけの道路整備計画ではなくて、総合的な議論の場である国会でその方向性を検討していくべきだと考えております。

道路整備に関しては、まだまださまざまな問題点がありますが、以上のような問題点を踏まえて質問を行います。

最初に総理にお伺いいたしますが、民友連提案の改正案では、道路整備五カ年計画の国会承認を義務づけていますが、総理は、この点についてどうお考えでしょうか。

今まで私が申し上げましたように、このような莫大な資金を投入する政府投資の中身に対して議

会が何ら関与しないということに関して、総理も国会議員の一人としてどうお考えでしょうか。また同様に、民友連案では審議会の公開を規定いたしております。私はこれも当然の措置と考えますが、総理は審議会の公開についてどのようにお考えでしょうか。

また、道路整備そのものについて、総理はどのようにあるべきとお考えでしょうか。総理が所信表明等で訴えられている総理の考える将来社会像と関連して、所信を伺いたいと思えます。

次に、民友連提案者各位に伺います。

民友連提案の法案は、先ほど私が述べました道路整備に関するさまざまな問題点を解決する一つの方向性であると評価をいたしますが、ある意味では当然のことでもあります。数十兆円もの公共投資の方向性を決める計画が、国会とは全く関係のないところで決められているということ自体が異常であり、これを国会にかけるというのは当然のことでもあります。情報公開や事後評価システムにしても同様であると考えます。そこで、それぞれの内容について若干伺いたいと思います。

まず第一に、道路整備五カ年計画に対する国会承認であります。従来の法解釈を前提にしますと、行政の策定する計画を国会が承認するということは、いわゆる行政権の侵害になるという見方もあります。私自身はこの解釈には反対ですが、この点について、提案者の法解釈を伺っておきたいと思えます。また、国会の承認を義務づけると

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する山本議員の質疑

六

いうことは、国会が無制限に整備計画を膨らませるおそれもあると考えます。この点についての提案者のお考えをお聞かせ願います。

次に、計画策定過程における情報公開についてですが、従来から、審議会を完全公開にすると思惟のない意見交換ができないなどという理由で、多くの審議会が非公開となっており、道路審議会は法定でこれを公開しようということですが、この点についてはどのようにお考えか伺います。

次に、事後評価システムについて伺います。

昨今の公共事業に対する批判の高まり、あるいは税金をより効率的に活用する必要性から、事後評価システムの導入はまさしく時宜を得たものと考えます。具体的にはどのようなシステムをお考えか、また、このシステムの導入の目的は何なのか、お伺いをいたします。

最後に、改正案全体について伺いますが、この法案を通して道路整備に関する公共事業をどのように改革しようとしているのか、法案提出の背景にある思想を伺って、私の質問とさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 山本議員にお答えを申し上げます。

私については二点のお尋ねがありました。

まず第一は、道路整備五カ年計画の国会承認などについてのお尋ねであります。

五カ年計画は、計画的な事業の実施のためのいわば目安であります。直ちに具体の歳出を伴うものではないことから、むしろ毎年度の予算で国会の御審議を受けることが適当だと考えております。

また、審議会の公開についてお尋ねがございました。既に、閣議決定に従い、審議会の判断により議事録を公開し、運営の透明性の確保に努めております。

次に、将来社会のあり方との関連で、道路整備のあり方についてというお尋ねをいただきました。

今後の国土政策を考えます場合、その基本は、阪神・淡路大震災の教訓を生かしながら多軸型の国土構造を形成していくこと、そして、その基盤として、生活に密着した道路から高規格幹線道路に至るまでの道路のネットワークというものは非常に重要だと考えております。今後とも、重点化、効率化を図りながら計画的に整備を進めていく必要があると考えております。(拍手)

(橋本龍二君登壇)

○橋本龍二君 提出者の橋本龍二でございます。

山本議員の質問にお答えをいたします。

私からは、議員が冒頭にお尋ねになられました国会承認について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、行政権との関係からありますが、その

侵害には当たらない、このように考えております。

なぜならば、国権の最高機関である国会において決定されたものを、その目的達成を効率よくしかも整合性を持って推進するためのものが行政計画である、このように考えるからであります。

つまり、政治が方針を決め、行政がその方針のもとで目標達成を図るといのが本来のあるべき姿であります。さらに、計画というものは、立法行為でも行政行為でもなく、第三の国家行為であるとの見解が一般的でもあります。ゆえに、政治主導の国会運営を目指すならばなおさらのことである、このように考えるわけであります。

したがって、計画承認を国会ができないという根拠はない、このように考えております。現に漁港法におきましても、漁港計画を初め議会の議決を要する計画が存在することも申し上げておきたいと思っております。

次に、国会が承認するということになれば、計画の規模は無制限に膨らむのではないか、このような御懸念でございますが、現在でも、議員から行政への公共事業に関する陳情はあるように伺いをいたしております。このような国民に見えない部分で、見えないところで公共事業が決まるのではなく、国会において各議員がその政治理念のもとに正々堂々と議論をした結果事業量がふえるという結果になるのであれば、それは当然のこと

と考えなければならぬと思っております。それが代議制民主主義であると考えておるわけであります。ゆえに、政治の責任はまさに大きいと言わねばならないわけであります。

また、道路整備に関する意思決定の過程が公開され、国会の議論もすべて明らかにするわけであり、つまり、その後は国民の皆様の判断であります。つまり、国民が今後の道路整備をどのように考えるか、そういったことが道路整備、広くは公共事業を規制するべきであり、税金を負担される国民の皆さんが決めるのは当然のことである、このように考えるわけであります。

この道路整備緊急措置法に基づき計画される道路整備五カ年計画は、十六本ある公共事業関係長期計画の中でも飛び抜けた事業規模となっております。御存じのとおりであらうと思っております。本年一月に閣議決定されました新たな道路整備五カ年計画では、五年間の事業量が七十八兆円、このうち約二十兆円が国費によって投入されるということになっております。

先ほど総理は、この五カ年計画は一つのものであり、目安であり、単年度の予算の審議の過程の中で、このような御答弁をされたわけであり、このようないくつかの大規模な計画に対して、国民の代表者である国会がその中身を何ら議論しない。それは、単に毎年度の予算という形で道路整備を議論することは可能である、こういうお考えであります。つまり、御存じのように、さまざまな

政府事業を一括して賛否を求められるものであります。ゆえに、道路のみを取り上げてきちんと議論を行うことが困難なのは議員各位も御存じのとおりでございます。

したがって、五年間の道路整備の方向性の目安となる道路整備五カ年計画を国会におきまして個別に取り上げて議論を行うことは、私たち国会議員の当然の責務であると考えております。

私たちは、この従来の状態を是正し、国会が国会の当然の役割を果たせるようにするために、本改正案を提案いたしておるわけでございます。ぜひとも議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、私の答弁とさせていただきます。(拍手)

(平野博文君登壇)

○平野博文君 続きまして、情報公開と事後評価システムに関しまして、山本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、情報公開、とりわけ道路審議会の全面公開についてであります。確かに、衆人環視のもとでみずからの意見を堂々と論じることは、我が国社会の傾向から見まして、困難がつきまとうことは予想ができます。しかし、政策形成過程の透明化は時代の必然であります。特に道路審議会の委員となられるような立派な方々は、この社会において一定の地位を得た方々ばかりであります。この方々が国民生活に密着した道路について議論を行うわけでありまして、公開というのは当然

のことです。それぞれの考え方があり、あるいはそれぞれの立場からの御発言があるかと思いますが、これらの考え方、利害を公の場で議論してこそ民主主義社会ではないでしょうか。道路審議会委員という公職につかれた以上、公開という形でみずからの発言に責任を持っていただくことが必要だと考えております。

次に、事後評価システムについてでございます。これは、道路整備五カ年計画の最終年度の翌年度におきまして、政府がこの計画に関する報告書を作成し、これを国会に提出するというシステムであります。

政府がまとめる報告書の内容は、事業が社会に及ぼした影響についての総合的な評価を考慮しておりますが、同時に、現在も各地で生じております道路設置に関する周辺住民との関係等につきましても報告書に記載することとなりますので、これが国会に報告された際には、国会においてもいろいろな観点から議論することが可能となります。この事後評価を導入いたします目的は、まず第一に、税金の使い道の効率化であります。

財政状態が緊迫し、一層の税金の効率的な使用が課題となっている現在、投入した税金の効果を測定し、これをその後の事業に生かしていくことは必須であります。

第二は、我が国の公共事業の傾向として、事業が非常に長期に及ぶことへの対応であります。この間の社会経済条件の変化に対応していくた

めには、一定期間ごとの事業の評価が必要であります。

第三に、事業がもたらす国民生活、環境への影響の測定であります。

事前測定は環境アセスメントで可能であります。それは実際に事業がもたらす影響を正確に測定したものではありません。このような点を含めて、総合的な事業の影響を評価することにより、一層国民生活に資する道路整備事業を行おうとするものでございます。

事後評価システムについては、既に、「時のアセスメント」でも有名となった北海道を初め、全国で五道県で導入済みであります。情報公開同様、自治体から始まった行政の適正化の一つではあります。このシステムに関しては、情報公開のときのように、すべての都道府県が導入してもなお国は行っていないということにならないようにしていきたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終了させていただきます。(拍手)

(松崎公昭君登壇)

○松崎公昭君 山本議員の提案者に対する最後の質問の部分につき御答弁を申し上げます。

政府は、現在、財政再建の一環として公共事業の改革を行おうとしております。昨年成立しました財政構造改革法の基礎となった財政構造改革会議が提出した財政構造改革の推進方策によれば、「現行の長期計画の整備の基本的考え方は維持し

つつ、財政構造改革の趣旨を踏まえ、計画期間を、十年間の計画である土地改良については四年、それ以外の長期計画についてはそれぞれ二年延長することとし、これにより投資規模の実質的な縮減を図る。計画期間の延長に際しては、必要に応じ、事業の重点化・効率化を図る等計画の見直しを行う。」としております。

これは、計画期間を延長するだけで、計画の内容を抜本的に見直しを行おうというものではありません。すなわち、政府の行おうとしていることは、公共事業の単なる先送りであり、改革ではありません。

さらに、現在、自民党首脳が言及している補正予算に至っては、ここで先送りした公共事業をまた前倒しをして行おうというものであり、結局、何ら変化がないということでもあります。

我々の提案は、国民を交え、道路というものがどうあるべきなのかをもう一度語り合おうというものでもあります。より豊かさを実感できる社会を創造するために道路そのものの位置づけを考え直し、これをどのように活用していくかを考えていくことを提案しているものであります。

そして、この国民の議論を集約する場として国会を想定しております。国会が国民から遊離したところで議論しているようであれば、国民は、その国会を変えればよいのです。こうすることによって、膨大な税金を投入する道路整備が国民の手に戻るにつながるのだと考えております。

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案についての久間國務大臣の趣旨説明 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石井基基君の質疑

八

私たちがこの法案を提出した目的はここにありません。

国民の重要な資産であり、一方では、国民の膨大な税金を投入する投資でもある道路整備を国民の手に取り戻す、ここに本法案の真の目的があることを、山本議員初め各議員に御理解を求めまして、提案者の答弁を終了させていただきます。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

(議長退席、副議長着席)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(渡部恒三君) この際、内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣久間章生君。

(國務大臣久間章生君登壇)

○國務大臣(久間章生君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正を内容としております。

平成八年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、出動時以外においても自衛隊の統合運用が必要な場合には統合幕僚会議が長官を補佐し得るようその機能の充実を図り、陸上自衛隊の方面隊に師団に加えて新たに旅団を置くこととし、また、海上自衛隊における効率的な整備補給体制を確立するため海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとし、並びに技術研究本部等への特にすぐれた研究者の招聘等を行い得るよう一般職の国家公務員と同様に任期付研究員の制度を導入するとともに、開発途上にある地域の政府からの委託を受けて防衛大学校等において教育訓練を実施している外国人に対し、教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができるようにする等、外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、旅団の新編、師団の改編等に伴い陸上自衛官の定数を、政府専用機の運航安全に万全を期するため航空自衛官の定数をそれぞれ変更する

とともに、統合幕僚会議の機能の充実及び情報本部の所要の要員を確保するため、自衛官の定数を変更するものであります。

第二に、出動時以外においても自衛隊の統合運用が必要な場合において長官が定めるときには、統合幕僚会議が長官の補佐をし得るよう、統合幕僚会議の所掌事務を改めるものであります。

第三に、統合幕僚会議に附置する機関における外国人の教育訓練の受託について定めるものであります。

次に、自衛隊法の一部改正でございます。

第一に、陸上自衛隊の方面隊の部隊として旅団の編成等を定めるとともに、第一三師団を第一三旅団に改編するものであります。また、陸上自衛隊の部隊の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を改めるものであります。

第二に、出動時以外に編成される二以上の自衛隊の部隊から成る特別の部隊について、その運用に係る長官の指揮は統合幕僚会議の議長を通じて行い得ること等とするものであります。

第三に、海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとし、その所掌事務を定めるとともに、自衛隊に置かれる補給処の事務を改めるものであります。

第四に、新たに任期付研究員の制度を導入し、

その任期、任用手続等を定めるものであります。

第五に、開発途上にある地域の政府から教育訓練の委託を受けた場合において、当該外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができること等とするものであります。

最後に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正でございます。

これは、新たに導入される任期付研究員の給与に關し必要な事項を定めるものであります。

以上が防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(渡部恒三君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。石井基基君。

(石井基基君登壇)

○石井基基君 私は、統一会派民友連を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につき、総理、外務大臣並びに防衛庁長官に質問をいたします。

初めに、我が国の安全保障について、総理のお考えと決意を聞きたいと思います。

世界は、八〇年代から九〇年代にかけての冷戦終結によって、圧倒的な軍事力を持つ超大国同士の世界的規模の衝突は、その可能性が大きく遠のいたと考えられております。同時に、その反面、地域紛争、あるいは核や大量破壊兵器の拡散、組織的テロ活動などが国際社会の平和を脅かす要素として顕在化してまいりました。

我が国にとっても、直接的侵略の脅威は大幅に減少する一方、東アジア地域に残っている不安定要素、軍事技術革命や各国間の軍事バランスの変動によって生じ得る危機、オウム事件などのような組織的テロの危険が増しており、こうした事態に備える危機管理の整備が急務であると言えます。

世界構造の変化につれて、各国はさまざまな形で戦略転換を図ってまいりました。

NATOは、東西冷戦終結後の一九九一年に新戦略構想を策定し、多面的脅威に対処できる安全保障システムの構築を目指してきました。すなわち、安全保障機構を重層化し、抑止・防衛型から危機管理型への機能転換、対象地域も加盟国領域内から周辺地域へと拡大するなどであります。アメリカは、総兵力を二百十万人から百五十万人に

縮小し、国防費の縮減を行っている。九〇年の東アジア戦略構想では、アジア太平洋地域における戦力の再編合理化を打ち出し、アジア十万人体制を掲げてきた。九五年の東アジア・太平洋地域における米国の安全保障戦略においては、二国間の安全保障関係を補完する多国間安保という規定を行っている。

以上のような国際情勢の基本的な変化の中で、我が国の防衛戦略はいかにあるべきか。

もとより我が国の防衛の基本的枠組みは日米安全保障条約であります。しかし、今日、この日米安保体制のもとにおける日米の協力の目的、具体的な協力のあり方は、当然国際情勢の大きな変化に対応した質的転換を伴うものでなければなりません。

冷戦時代に設けられてきた広大な米軍の基地や演習場などが、従来どおり、将来ともそのまま我が国の領土になくしてはならないものなのか。新しい時代背景のもとにおける日米安全保障のあり方、地位協定の実情、全般的軍縮などについて米国の率直な議論をすべきではないのか。将来にわたる日米の緊密なパートナーシップを考えると、アメリカに対して物言わぬ、使い走りのような橋本内閣の姿勢で、真の日米の友好と協力のきずなは育たないであらう。対米交渉に当

たって、政策変更の権限を持たない外務官僚に任せていたのではちが明きません。総理自身が首脳同士の議論を持ちかけるべきであります。その決意はあるのでしょうか。冷戦後の我が国の防衛戦略とともに、総理の具体的な御所見をいただきたい。

今後の防衛政策遂行に当たっても、憲法にのっとり、非核三原則及び専守防衛、武器輸出三原則、集団自衛権の不行使、大量破壊兵器の保持、海外派兵の禁止、徴兵制の不採用、シビリアンコントロールなどの諸原則を引き続き遵守することが重要であることに変わりはありません。次に、我が国の防衛戦略について、法案との関係において触れてみたいと思います。

我が国では、ヨーロッパにおくれること四年、約二十年ぶりに防衛計画の大綱が策定され、防衛力の合理化、コンパクト化が提唱されましたが、それらをどういう考えで、どういう方向で推し進めていくのかさっぱり見えてこないものであります。

自衛隊の部隊配置や装備内容、人員、規模等は、それぞれどういう戦略に基づいて組み立てられているのか、あるいは組みかえられているのか。本法案における旅団の創設、編成で機動性が高まると言うのですが、それに伴う装備はどう変

わるのか。また、中期防見直しの中における三自衛隊の装備削減額はほとんど横並びになっているわけですが、防衛力の重点をどう位置づけていくのか。さらに申し上げました防衛力の質的転換という観点からいえば、今日の我が国の防衛力展開は、陸上中心から海空中心型の装備や情報機能の強化への移行が必要ではないのか。防衛庁長官のお考えを伺いたいと思います。

次に、本法案における統幕会議の機能強化についてであります。統幕会議に情報が一元化され、縦割りから横断的な体制ができることは、防衛力の質的向上にとってこれは必要であらうと思われま

さて、現行では、いわゆる日本有事の際の防衛出動、治安出動の場合にのみ認められている統幕会議の指揮命令権が、長官が定めるその他の場合にも適用されることとなります。統幕会議の権限が新たに適用される事態は、大規模災害やPKO、国際救援活動で、複数の自衛隊が一緒に活動する場合を想定していると言われます。しかし、同時に、こうした事態に加えて、日米ガイドラインのもとで行われる平時や周辺事態における対米協力も、本法案によって統幕会議が権限を持つ事項になるのではないのでしょうか。日米ガイドラインの最終報告が発表された昨年九月二十三日の直

後に政府が安全保障會議で本法案の国会提出を決めたというのは、偶然だったとは思えないのであります。周辺事態及び平素からの対米協力においても統幕會議が対応することになるのか、総理及び防衛庁長官の考えを伺います。

さらに、統幕會議は新たに統合警備計画の作成と調整も行うことになって、対象は大規模震災を想定していると言われます。しかし、私には、日米ガイドラインの周辺事態における協力項目として取り上げられている日本周囲の海域における捜索・救難活動、国内輸送経路上の警備、米軍施設・区域における周辺海域の警備や、いわゆる船舶の臨検は、この統合警備計画の対象となるのではないかと思えるわけであります。これについてはないかと思えるわけであります。これについて防衛庁長官の御見解をお述べいただきたい。

また、日米ガイドラインは、平素から行う防衛協力の一環として、包括メカニズムを構築し運営することを求めています。この枠組みの中に統幕會議がどのようにかわっていくのか、あわせてお尋ねをいたします。

こう考えてまいりますと、統幕會議の運用される範囲が広がってまいりまして、機能が強化されるように思えるのであります。統幕會議の機能を強化するのであれば、それに相応したシビリアンコントロールを確立する必要があります。自衛

隊、統幕會議に対する監督権限者である総理と防衛庁長官は、統幕會議の内容について、今まではどのような方法で把握してきたのか、また今回の改正に伴いどのような方策を考えているのか、説明を求めます。

次に、本法案に関連して、政府の日米ガイドライン問題への取り組み方について指摘をいたします。

ガイドラインのもとで実施する対米協力は、まさに統幕會議の調整機能を生かすことによって円滑に進められることになるのではないのでしょうか。また、そのことは政府においても想定されているのではないかと。日米ガイドラインの最終報告が提出されてから半年以上たったわけでありまして、この間、ガイドライン関連の法整備作業の進捗状況について何度も伺ってまいりましたけれども、いつまでたっても鋭意検討中という返答しか返ってまいりません。

さて、日米ガイドラインにおける周辺事態の定義につきまして、政府は、この「周辺」ということについて、これは地理的な概念ではない、事態の性質に着目した概念であると説明して、どのような事態が該当するのか特定することから逃げているわけですが、しからば、政府の言われる事態の性質というのは一体何なのか、その中に地

理的な要素というものは入らないのか入るのか、入るとすればそれはどの範囲を指すのか、総理、明確なお答えをお願いします。

ガイドラインで言う周辺事態の範囲が地理的にあいまいであるということになりますと、日米安全保障条約の適用範囲を事実上広げていくということになるのではないのでしょうか。それならそれで、橋本総理、はっきりしていただきたい。

また、日米ガイドラインの最終報告におきましては、周辺事態の対米協力を、いつ、どの時点で、だれが決定するのが明確にされておられません。行政の独断と専断を防ぎ、またシビリアンコントロールを維持するには国会にチェック機能を持たせるといことが重要であると考えられているわけですが、対米協力事項のうち、市民生活に影響が大きいと思われる事項やあるいは危険を伴う事項については特に国会の承認の必要があり、その方法について議論を深めることが重要であります。国会の関与について、見解を総理と防衛庁長官にお尋ねをいたします。

さて、今回の法案について、政府は、ガイドラインの対米協力を想定した法改正ではないとしているわけですが、実際には、ガイドラインとの関連は明らかにあります。あたかもガイドラインとの関係を隠すような法案の

出し方では、国民の政治への信頼を失墜させ、安全保障問題への理解を損なうこととなります。ガイドラインに示されている周辺事態における協力項目は、市民生活に大きくかわる事項ですから、政府は国民に誠意を持って説明し、開かれた議論をする責任があるのではないのでしょうか。

ここに改めて、総理、外務大臣、防衛庁長官に、ガイドラインの法整備について、現在検討されている案、そして、その作業がどこまで進んでいるのか、説明を求めます。

最後に申し上げたいことは、防衛のよって立つ基盤は、何といても国民の国防に対する意識であるということでありまして、

国防意識というものは何か。それは、自衛隊が滅私奉公で頑張るということでもなければ、金をかけてすぐれた装備を備えるということでもない。それよりも、何よりも大切なことは、この国はみんなの国なんだという国民の意識であります。守るべき大切な価値のある国なんだという思いでありましょう。つまり、そういう思いを国民が持つことのできるような国でなければならぬということでもあります。

銀行や証券会社あるいは特殊法人などには税金をつぎ込んで手を差し伸べるけれども、一般の国民が路頭に迷っても知らぬ顔。総理大臣はさっ

り未来を語ってくれない。文化や人間の心を語らない。語らないどころか、国民の負担と未来へのツケを積み増しするばかり。

政官財の不正が噴出をしている。中小企業がばたばたと倒れ、経済はついにマイナス成長に転落。若者は、いたたまれない境遇の中でもがき苦しんでいるではないか。右を向いても左を向いても真っ暗やみ。橋本総理にはこの最大の危機を打開する自信がおりなのかどうか、ぜひ聞いておかなければならないと思います。

橋本総理、かつてあなたが打ち出された六大改革は、今や見る影もないけれども、火だるまになってやると言われたその気持ちをもう一度思い起こしてもらいたい。我が国の未来に少しでも希望が持てるようなリーダーシップを発揮されますように御祈念を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 石井議員にお答えを申し上げます。

まず、冷戦後の我が国の安全保障についてお尋ねがございました。

在日米軍は、我が国の安全及び極東における国際の平和と安全に寄与しており、現時点でその削減や撤退を求めることを考えておりません。我が

国は、今後とも、日米安保体制の堅持、節度ある防衛力の整備、軍縮を含め国際環境の安定確保のための日米間を含めた外交努力を安全保障政策の基本として堅持してまいります。既にA R F等が動いておりますことは、議員御承知のとおりであります。

次に、統幕会議の調整機能についてお尋ねがございました。また、指針と統幕会議の調整機能の関係ということでもあります。

今回の統幕の機能の充実は、防衛大綱などを踏まえ、大規模災害等各種の事態への対応などの任務を迅速かつ効果的に遂行するためのものでありまして、指針のもとの日米協力と直接関連するものではありません。しかし、日米協力の具体的内容に即し、適切な形で統幕がこれに関与することは当然あり得ると考えております。

また、統幕の機能の充実とシベリアンコントロールというお尋ねがございました。

統幕会議は、そもそも防衛庁長官を補佐する機関でありまして、文民である内閣総理大臣、防衛庁長官のもとで十分管理されるなど、シベリアンコントロールは確保されております。今回の改正におきましても、その位置づけに何ら変わりはありません。

次に、周辺事態についてのお尋ねがございましたが、ある事態が周辺事態か否か、それは事態の態様、規模などを総合的に勘案して判断をいたします。したがって、周辺事態が生じし得る地域を地理的に一概に画することはできません。

いずれにせよ、周辺事態における日米協力は、日米安全保障条約の目的に合致するものでありまして、この条約の適用範囲を広げるのではないかということとは当たらないと思います。

次に、周辺事態における国会の関与という御指摘をいただきました。

指針の実効性確保に係る法的な措置につきましては、現在関係省庁が鋭意検討を行っております。現時点におきまして、法整備の内容等につき、具体的に定まっておりますが、御指摘の点を含め、今後具体的な案文の作成作業を精力的に進める中で判断してまいります。今申し上げますように、この法的措置について、できる限り早く検討作業を進め、所要の措置を講ずることが必要だと考えております。

最後に、国民の国防意識、経済、文化、不祥事など、さまざまな御指摘とともに、私への激励、そして改革への決意をお尋ねいただきました。

私は、御激励にこたえて、あくまでもこの国の改革をやり遂げたいと思ひ、御協力を心か

らお願い申し上げます。
残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇)

○国務大臣(小淵恵三君) 指針の実効性確保についてのお尋ねであります。昨年九月二十九日の閣議決定の趣旨を踏まえまして、現在関係省庁間で、法的側面も含め、鋭意検討を行っておりますのでございます。

具体的には、捜索・救難、在外邦人等の輸送、船舶の検査等及び後方地域支援等に関し、必要な法的整備につきましては、可能な限り速やかに成果が得られるよう、現在検討作業を精力的に取り進めていくことが重要であると考えております。

ただし、現時点におきましては、法的整備の内容等につきまして具体的に定まっているわけではなく、今後具体的な検討作業を進めていく中で判断いたしてまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣久間章生君登壇)

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊の部隊配置等の戦略についてのお尋ねでございますが、我が国としては、防衛大綱における、いわゆる基盤的防衛力構想に基づきまして、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めて、均衡のとれた態勢を保有することを主眼とし、我が国の地理的な

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する石井紘基君の質疑、議長長の報告

特徴等に応じ、陸海空各自衛隊の部隊を引き続き適切に保持していく所存でございます。

旅団の装備についての御尋ねでございますが、本法案における旅団の編成、装備につきましては、地域の特長等に応じて、機動力など各種の機能をより充実させることとしたいと考えており、第一三旅団につきまして具体的に申し上げますと、小ぶりの部隊ながら多様な事態に軽快かつ機敏に対応するとの観点から、高機動車や多用途ヘリコプターなどを新たに導入することといたしております。

中期防の見直しについてのお尋ねですが、見直しに当たっては、主要装備について、防衛大綱に定める防衛力水準を全体として適切に維持しつつ、より緩やかな形で整備を進めるとの観点から、計画に定める事業の実施を一部見送ることにしたところでございますが、この際にも、我が国の防衛上支障が生ずることのないよう、陸海空防衛力のバランスに十分配慮したところであります。

今後の防衛力のあり方についてのお尋ねですが、防衛大綱においては、我が国が保有すべき防衛力について、防衛上必要な各種の機能を備え、かつ警戒、情報及び指揮通信の態勢を含め、均衡のとれた組織及び配備態勢を保有することとしており、御指摘の情報機能の強化とともに、陸海空

防衛力のバランスにも十分配慮する必要があると考えております。

統合警備計画の対象についてのお尋ねですが、統合警備計画は、大規模災害等への対処など、自衛隊が公共の秩序の維持に当たる際の自衛隊の対処構想、関係機関との協力、各自衛隊の任務及び協同その他の基本的事項について定めるものでありますが、その具体的内容については今後検討されるものであり、御指摘の点について現段階でお答えすることはできないわけであります。

包括的なメカニズムと統幕会議のかかわりについてのお尋ねでございますが、指針のもとでの日米共同作業を実施するために構築された包括的なメカニズムにおきましては、統幕会議事務局から防衛協力小委員会に所要の者が参加することともに、自衛隊と米軍との間の共同作業組織である共同計画検討委員会の日本側の共同委員長を出しているところであります。

その他、日米ガイドラインの国会提出を決めたのは単なる偶然とは思えないということ、あるいはまたガイドラインの法整備についての現在の検討している状況、あるいは統幕機能の強化に関するシビリアンコントロールとの関係、さらには国会等の関与のあり方等について御質問がございましたが、これはいずれも総理並びに外務大臣から御答弁があったのと同じでございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 下稻葉耕吉君
外務大臣 小淵 恵三君
厚生大臣 小泉純一郎君
建設大臣 瓦 力君
国務大臣 久間 章生君

出席政府委員

防衛庁長官官房 大越 康弘君
建設省道路局長 佐藤 信彦君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第四〇号

平成十年三月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

私は、平成十年三月十四日(土)午後二時三十分羽田空港発、三月十五日(日)午後十一時同空港着の予定で、インドネシア共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(政府委員承認)

一、昨十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政
審議室長 登 誠一郎
兼内閣総理大臣官
房外政審議室長

(政府委員任命)

一、昨十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十六日議長において承認した登誠一郎を、同日第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記
異動前の氏名
官職後の異動年月日

内閣官房
審議室長
事務代理
兼内閣総理大臣官房
議室長事務代理
門司健次郎 (解職) 平〇・三・六

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

渡辺 喜美君

大石 秀政君

外務委員

辞任

河野 太郎君

宮本 一三君

八代 英太君

菅 義偉君

滝 実君

矢上 雅義君

厚生委員

辞任

大村 秀章君

補欠

大石 秀政君

渡辺 喜美君

補欠

菅 義偉君

矢上 雅義君

滝 実君

河野 太郎君

八代 英太君

宮本 一三君

補欠

田中 和徳君

労働委員

辞任

井奥 貞雄君

浜田 靖一君

予算委員

辞任

甘利 明君

大原 一三君

中川 昭一君

山花 貞夫君

上田 勇君

西川 知雄君

鈴木 淑夫君

西村 眞悟君

補欠

浜田 靖一君

井奥 貞雄君

補欠

小此木八郎君

奥山 茂彦君

谷畑 孝君

城島 正光君

若松 謙維君

富沢 篤経君

東 祥三君

石垣 一夫君

予算委員

辞任

東 祥三君

石垣 一夫君

決算行政監視委員

辞任

村山 富市君

島山健治郎君

島 聡君

富田 茂之君

今田 保典君

斎藤 鉄夫君

富田 茂之君

補欠

鈴木 淑夫君

西村 眞悟君

不破 哲三君

志位 和夫君

吉井 英勝君

矢島 恒夫君

石垣 一夫君

東 祥三君

若松 謙維君

富沢 篤経君

城島 正光君

奥山 茂彦君

小此木八郎君

予算委員

辞任

松沢 成文君

上田 勇君

草川 昭三君

斎藤 鉄夫君

西川 知雄君

鈴木 淑夫君

西村 眞悟君

志位 和夫君

不破 哲三君

西田 猛君

春名 眞章君

石崎 岳君

大野 松茂君

木村 隆秀君

補欠

石崎 岳君

木村 隆秀君

石井 敏基君

上田 清司君

丸谷 佳藏君

漆原 良夫君

福島 豊君

中野 清君

西田 猛君

一川 保夫君

春名 眞章君

矢島 恒夫君

久保 哲司君

大森 猛君

中川 昭一君

補欠

大野 松茂君

石崎 岳君

木村 隆秀君

石井 敏基君

上田 清司君

丸谷 佳藏君

漆原 良夫君

福島 豊君

中野 清君

西田 猛君

一川 保夫君

春名 眞章君

矢島 恒夫君

久保 哲司君

大森 猛君

補欠

林 幹雄君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

辞任

木村 義雄君

桜井 新君

中川 昭一君

綿貫 民輔君

海江田万里君

松沢 成文君

上田 勇君

草川 昭三君

斎藤 鉄夫君

西川 知雄君

鈴木 淑夫君

西村 眞悟君

志位 和夫君

不破 哲三君

西田 猛君

春名 眞章君

石崎 岳君

大野 松茂君

木村 隆秀君

補欠

林 幹雄君

大野 松茂君

石崎 岳君

木村 隆秀君

石井 敏基君

上田 清司君

丸谷 佳藏君

漆原 良夫君

福島 豊君

中野 清君

西田 猛君

一川 保夫君

春名 眞章君

矢島 恒夫君

久保 哲司君

大森 猛君

中川 昭一君

桜井 新君

綿貫 民輔君

石井 基基君 海江田万里君

上田 清司君 松沢 成文君

漆原 良夫君 草川 昭三君

中野 清君 西川 知雄君

福島 豊君 齊藤 鉄夫君

丸谷 佳藏君 上田 勇君

一川 保夫君 西村 眞悟君

久保 哲司君 鈴木 淑夫君

大森 猛君 志位 和夫君

矢島 恒夫君 不破 哲三君

(特別委員兼任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

鯉淵 俊之君 三沢 淳君

三沢 淳君 鯉淵 俊之君

(議案提出)

一、去る十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鈴木吉雄君外三名提出)

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

研究交流促進法の一部を改正する法律案
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案
刑事訴訟法の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

特定家庭用機器再商品化法案
一、昨十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案

(議案受領)

一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律案
一、昨十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

解雇等の規制に関する法律案
解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案付託)
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外七名提出、衆法第六号)

土地の再評価に関する法律案(大原二三君外五名提出、衆法第七号)

以上二件 法務委員会 付託

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一号)
大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

以上三件 外務委員会 付託

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

以上二件 労働委員会 付託

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外三名提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員坂上富男君提出神戸小学生殺害の少年事件の検事調書掲載に関する質問に対する答弁書

平成十年二月十八日提出
質問 第一一八号

神戸小学生殺害の少年事件の検事調書掲載に関する質問主意書

提出者 坂上 富男

神戸小学生殺害の少年事件の検事調書掲載に関する質問主意書

文芸春秋三月号は、少年の検事調書を掲載し、

平成十年三月十七日 衆議院会議録第十八号 議長報告

犯行方法や心境を詳述していると報道され少年法からみてその是非を巡って、議論されているところである。そもそも、現行法の規定では、少年法

二十二条二項(審判の非公開)、同六十一条(記事等の掲載禁止)を規定しており、旧少年法七十七

条模倣防止という一般予防的観点重視により、事件自体の掲載を禁止し、罰則規定も置いていた。

戦後マス・メディアの自発的な協力を期待するという観点から罰則を廃止し、現少年法が運用されて

いるものである。これが発行元の文芸春秋では、事件の真実に迫るための、不可欠な資料である

とし、評論家の立花隆氏は「多くの人に読まれるべき貴重な文書である」とする寄稿も併せて報道されている。これに対し、最高裁安倍憲人家庭

局長は、文芸春秋に抗議書を送り「今回の行為は少年法の趣旨に反し、少年審判への信頼を著しく

損なうもので、誠に遺憾だ」と述べた。下稲葉法務大臣は「家裁の審判は非公開とされている。供述調書が公にされるのは、(少年の保護、育成を

理念とする)少年法に反している、又雑誌には、残忍な殺害方法が詳しく書かれており、被害者の

心情に立てば、耐えられない内容だ」と批判し調書の内容がなぜ外部に漏れたか、法務検察として

重大な関心を持っていると述べ、法務省原田刑事

局長は、実際の調書に極めて近いものと認めざるを得ないとし調査結果によっては、刑事責任追

及の可能性についても言及し、今後こうした事が

ないよう対策を検討すると発表している。これに

対し、町村文部大臣は、無用の混乱を学校現場に

起こさないためにも、必要最小限の情報公開は、

少年犯罪でもした方がよいのではと述べ、文芸春秋誌の掲載内容は必要最小限の範囲をはるかに超

えているが、事件の原因が個人の特異な資質だとすると、そのような事はつきり分かった方がよいと表明されたと言われている。よって次の点について質問をする。

一 町村文部大臣の必要最小限の範囲で、少年犯罪でも情報公開をすべきだとの意見は、具体的に

にはどの範囲を差すのか明示されたい。これについての法務省の見解について。

二 町村文部大臣の発言は、下稲葉法務大臣の意見と食い違い、内閣不統一の誘いを免れないのではないか。

三 調査内容流出の経緯についてその調査結果はどのようなになったか。

四 本件については、いかなる刑事責任が想定されるのか。

五 今後こうしたことのないよう対策を検討する

との事であるが、どのような方法で、内容はどのように検討されるのか。

右質問する。

内閣衆質一四二第一一号

平成十年三月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出神戸小学生殺害の少年事件の検事調書掲載に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員坂上富男君提出神戸小学生殺害の少年事件の検事調書掲載に関する質問に対する答弁書

一について

文部大臣の発言は、生起する少年事件は、個々の事案において、それぞれ状況が異なるものであるから、一般的に情報公開の範囲を確定することは困難であるが、犯行の動機、その形成過程等、少年の問題行動への教育委員会や学校の対応を検討する上で必要最小限の情報は提供されることが望ましいとの趣旨である。

少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の目的は、非行を犯した少年の保護育成にあり、少

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号

議長の報告 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報

年の改善更生及び情操保護を図る見地から、少年審判は非公開とされているところであり、審判内容を直接的に公開することは困難であると考えられるが、関係当局においては、少年法の目的及び審判が非公開とされている趣旨に反しない限度で、個々の事案の特質に応じ、必要な情報の提供に努めているものと承知している。

前記文部大臣の発言内容は、少年法の目的及び審判が非公開とされている趣旨に反しないものと考えている。

二について

文部大臣は、文藝春秋本年三月特別号掲載の記事「少年A犯罪の全貌」は必要最小限を超えたものであるという印象を持ったと発言しており、御指摘の法務大臣の意見との間に食い違いはない。

三について

御指摘の事件における少年の検察官に対する供述調書とされるものの内容が文藝春秋本年三月特別号に掲載された経緯については、法務省において、鋭意、事実関係の解明に努めているところであり、現在その結果を述べる段階にはないので、答弁を差し控えたい。

四について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個別的に判断すべき事柄であるので、答弁を差し控えたい。

五について

御指摘の対策については、法務省において、三について述べた事実関係の解明の結果を踏まえて検討することとしたい。

(答弁通知書受領)

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員坂上宣男君提出早稲田大学探検部員殺害事件に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年四月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出所得税ならびに法人税に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年四月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十三日、内閣から、衆議院議員笹木竜三君提出国有財産の評価方法に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、こ

れに日時を要するため、平成十年四月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に三、九六八、三〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		五、六六九、〇〇〇円	
第二項症		四、七二四、〇〇〇円	
第三項症		三、八九〇、〇〇〇円	
第四項症		三、〇七八、〇〇〇円	
第五項症		二、四九一、〇〇〇円	
第六項症		二、〇一四、〇〇〇円	
第一款症		一、八三五、〇〇〇円	
第二款症		一、六七〇、〇〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

第三款症	一、三四〇、〇〇〇円
第四款症	一、〇七八、〇〇〇円
第五款症	九五二、〇〇〇円

障害の程度	金 額
第一款症	六、〇三二、〇〇〇円
第二款症	五、〇〇二、〇〇〇円
第三款症	四、二九一、〇〇〇円
第四款症	三、五二五、〇〇〇円
第五款症	二、八二八、〇〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇二五、三〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三二一、八〇〇円
第二項症	三、六〇四、七〇〇円
第三項症	二、九七九、一〇〇円
第四項症	二、三六一、五〇〇円
第五項症	一、九二〇、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

第六項症	一、五五六、三〇〇円
第一款症	一、四一四、七〇〇円
第二款症	一、二八七、六〇〇円
第三款症	一、〇三五、三〇〇円
第四款症	八三六、六〇〇円
第五款症	七三五、九〇〇円

障害の程度	金 額
第一款症	四、五九七、一〇〇円
第二款症	三、八一四、五〇〇円
第三款症	三、二七一、四〇〇円
第四款症	二、六八七、八〇〇円
第五款症	二、一五六、六〇〇円

第二十六条第二項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「百九十万八千八百円」を「百九十三万三千五百円」に、「百五十一万四千八百円」を「百五十三万四千五百円」に改め、同条第三項の表中「四七四、二一〇円」を「四八二、三二〇円」に、「三七七、三二〇円」を「三八

四、二二〇円」に、「二六一、〇一〇円」を「二六六、五一〇円」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

内閣総理大臣 橋本龍太郎

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六七九人」を「六九九人」に改める。

第二条中「二万五千五百九十二人」を「二万六千六百十三人」に改める。

附 則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

理 由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を二十人増加すること。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十一

人増加すること。

3 この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度裁判所関係予算に、二億九千百万円が計上されている。

右報告する。

平成十年三月十三日

法務委員長 笹川 堯

衆議院議長 伊藤 一郎 殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成十年二月六日

内閣総理大臣 橋本 龍太郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中 在ユーゴスラヴィア日本国大使館

スラヴィア [ベルグラード] を 在ユーゴスラヴィア連邦共和国日本国大使館 ユー

ゴスラヴィア連邦共和国 [ベルグラード] に改め、同表大洋州の項中 在西サモア日本国大使館

西サモア

アピア

を削り、 在キリバス日

本国外使館

キリバス

タラワ

を 在キリバ

ス日本国大使館
日本国大使館

キリバス
サモア

タラワ
アピア

に改め、

同表アフリカの項中 在コンゴ日本国大使館
在ザイール日本国大使館

コンゴ
ザイール

を削り、

ブラザヴィル [を] 在コンゴ共和国日本国大使館
キンシャサ [を] 在コンゴ民主共和国日本国大使館

コンゴ共和国
コンゴ民主共和国

ブラザヴィル
キンシャサ [を] 在コンゴ共和国日本国大使館
に改める。

別表第一の二 総領事館の表北米の項中 在デトロイト日本国総領事館

アメ

リカ合衆国

デトロイト

を 在デトロイト日本国総領事館
在デンヴァー日本国総領事館

アメリカ合衆国
アメリカ合衆国

デトロイト
デンヴァー

に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第十條関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別																											
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号	10	号	11	号
アジア	インド	1,130,000	940,000	867,900	813,900	732,900	646,500	565,500	500,700	446,700	409,400	382,400	355,400	328,300	301,300														
	インドネシア	1,020,000	800,000	729,300	679,500	604,300	528,700	454,100	401,200	351,400	323,800	299,000	274,100	249,200	224,400														
	タイ	1,140,000	1,050,000	971,900	915,800	831,500	738,700	654,500	580,400	524,300	478,400	450,300	422,300	394,200	368,100														
	カンボジア	1,160,000	1,080,000	1,001,900	947,400	865,500	772,300	680,500	613,300	558,800	508,800	481,500	454,300	427,000	398,700														
	シンガポール	1,080,000	920,000	831,000	771,700	682,800	588,800	504,600	445,200	385,800	356,200	326,500	296,800	267,100	237,400														
	スリ・ランカ	1,040,000	910,000	838,100	786,200	708,400	625,200	547,400	484,700	432,800	396,600	370,600	344,700	318,800	292,800														
	タイ	1,020,000	820,000	729,300	679,500	604,300	528,700	454,100	401,200	351,400	323,800	299,000	274,100	249,200	224,400														
	大韓民国	1,150,000	880,000	808,600	759,800	684,200	577,600	491,000	433,200	375,400	346,800	317,700	288,800	259,900	231,000														
	中華人民共和國	1,180,000	880,000	804,000	748,900	666,300	582,100	498,500	441,200	386,100	355,900	328,300	300,800	273,300	245,700														
	ネパール	1,060,000	1,000,000	921,200	866,100	783,500	693,900	611,300	541,600	486,500	445,000	417,400	389,900	362,400	334,800														
	パキスタン	1,050,000	920,000	845,500	783,100	714,500	630,500	551,900	488,700	436,300	399,800	373,800	347,400	321,100	294,900														
	バングラデシュ	1,180,000	1,050,000	971,900	915,800	831,500	738,700	654,500	580,400	524,300	478,400	450,300	422,300	394,200	368,100														
	フィリピン	1,090,000	980,000	907,900	836,500	759,300	673,300	592,300	522,300	464,500	423,100	389,900	356,600	323,300	290,000														
	マレーシア	980,000	980,000	882,800	827,800	745,200	657,200	574,600	508,700	453,600	415,800	388,200	360,700	333,200	305,800														
オセアニア	オーストラリア	980,000	980,000	882,800	827,800	745,200	657,200	574,600	508,700	453,600	415,800	388,200	360,700	333,200	305,800														
	ニュージーランド	940,000	820,000	744,200	683,400	617,200	538,400	463,200	408,200	358,400	330,300	304,800	279,500	254,000	228,600														
	ミクロネシア	1,180,000	1,040,000	958,700	891,000	814,300	729,700	634,100	561,700	503,800	461,100	432,200	403,300	374,400	345,500														
	モルディブ	940,000	910,000	836,100	786,200	708,400	625,200	547,400	484,700	432,800	396,600	370,600	344,700	318,800	292,800														
	モンゴル	1,180,000	1,080,000	1,009,400	950,600	862,300	765,500	677,300	600,500	541,700	494,500	465,100	435,700	406,200	376,800														
	ラオス	1,040,000	1,020,000	938,200	880,100	795,800	704,800	620,400	549,600	483,500	451,400	423,300	395,300	367,200	339,100														
北米	アメリカ合衆国	1,170,000	850,000	775,500	722,000	615,000	534,800	454,600	401,100	347,600	320,800	294,100	267,400	240,700	213,900														
	カナダ	980,000	800,000	726,300	674,400	598,800	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400	233,500	207,500														
中南米	アルゼンチン	1,240,000	1,130,000	1,025,800	952,500	842,800	732,700	622,800	549,500	478,300	439,800	403,000	366,400	329,700	293,100														
	ブラジル	930,000	910,000	826,600	769,900	684,800	588,200	513,200	453,300	398,600	365,500	337,200	308,900	280,500	252,200														
	ペルー	1,040,000	950,000	863,900	804,600	715,500	624,900	535,900	473,300	413,900	381,600	351,900	322,200	292,500	262,800														
	ウルグアイ	1,060,000	1,030,000	935,900	868,100	768,900	684,500	598,200	501,400	434,500	401,100	367,700	334,300	300,800	267,400														
	エクアドル	940,000	910,000	832,800	776,300	698,400	611,400	528,600	468,500	414,000	380,200	352,900	325,700	298,400	271,100														

地 域	所 在 国	号 別													
		大	公	特	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	エル・サルヴァドル	1,030,000	1,000,000	915,100	854,700	764,000	670,200	579,600	512,800	452,200	415,500	385,300	355,100	324,800	294,600
	ガイアナ	1,010,000	980,000	900,100	840,800	751,700	659,500	570,500	504,600	445,200	409,100	379,400	349,700	320,000	290,300
	キューバ	1,120,000	1,080,000	1,003,700	942,700	851,300	752,800	661,300	585,800	524,800	480,300	442,800	418,400	388,900	358,400
	グアテマラ	1,000,000	970,000	885,200	826,900	739,400	648,800	561,400	496,800	438,300	402,800	373,500	344,400	315,200	286,100
	グレナダ	970,000	940,000	862,800	806,100	721,000	632,800	547,800	484,600	427,900	393,000	364,700	336,400	308,000	279,700
	コスタ・リカ	900,000	870,000	796,800	742,100	660,200	576,800	495,000	437,200	382,700	352,700	325,400	298,200	270,900	243,600
	コロンビア	1,100,000	1,010,000	927,900	869,600	782,100	689,300	601,900	532,800	474,500	435,000	405,900	376,800	347,600	318,500
	ジャマイカ	1,000,000	970,000	886,500	825,500	734,100	641,000	549,500	485,400	424,400	391,200	364,700	330,300	299,800	269,300
	スリナム	1,080,000	1,030,000	937,700	875,600	782,600	686,300	593,200	524,700	462,700	425,100	394,100	363,100	332,100	301,100
	セント・ビンセント セント・クリスト ファー・ネイション ズ	970,000	940,000	862,800	806,100	721,000	632,800	547,800	484,600	427,900	383,000	364,700	336,400	308,000	279,700
	セント・ルシア	930,000	910,000	826,600	769,900	684,800	598,200	513,200	453,300	398,600	365,500	337,200	308,900	280,500	252,200
	トリニダ・トバ ゴ	970,000	940,000	862,800	806,100	721,000	632,800	547,800	484,600	427,900	383,000	364,700	336,400	308,000	279,700
	ニカラグア	1,130,000	1,100,000	1,011,100	949,800	857,400	756,100	665,900	589,800	528,300	483,500	452,800	422,000	391,300	360,500
	ハイチ	1,200,000	1,160,000	1,071,000	1,005,200	906,600	800,900	702,200	621,900	556,100	509,200	476,300	443,400	410,500	377,600
	パナマ	960,000	890,000	802,800	750,400	671,800	590,000	511,400	452,500	400,100	367,400	341,200	315,000	286,700	262,500
	パナマ	1,030,000	1,000,000	915,100	854,700	764,000	670,200	579,800	512,800	452,200	415,500	385,300	355,100	324,800	294,600
	パナマ	980,000	850,000	870,200	813,000	727,100	638,100	552,300	488,600	431,300	396,200	367,600	339,000	310,400	281,800
	パナマ	970,000	940,000	862,800	806,100	721,000	632,800	547,800	484,600	427,900	383,000	364,700	336,400	308,000	279,700
	パナマ	1,280,000	1,110,000	1,013,700	943,700	838,600	731,900	626,800	553,800	483,500	445,800	410,700	375,700	340,700	305,600
	パナマ	940,000	910,000	832,800	778,300	698,400	611,400	529,600	468,500	414,000	380,200	352,900	325,700	298,400	271,100
	パナマ	1,380,000	1,200,000	1,100,100	1,029,500	923,600	812,300	706,400	625,000	554,400	508,800	473,500	438,300	403,000	367,700
	ボリウエア	1,280,000	1,180,000	1,091,700	1,027,000	930,000	824,300	727,200	644,600	579,900	529,800	497,400	465,100	432,700	400,300
	ホンデュラス	1,020,000	930,000	855,200	799,100	714,800	627,400	543,200	480,500	424,400	389,800	361,700	333,700	305,600	277,500
	メキシコ	1,050,000	910,000	832,800	778,300	698,400	611,400	529,600	468,500	414,000	380,200	352,900	325,700	298,400	271,100
欧州	アイスランド	1,070,000	1,040,000	943,300	875,900	774,900	673,800	572,700	505,400	438,000	404,300	370,600	336,900	303,200	269,500

官 報 (号 外)

地 域	所 在 国	号 別																
		大	使	公	使	特	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	アメリカ	1,070,000	1,040,000	943,300	875,900	774,900	673,800	572,700	505,400	438,000	404,300	370,600	336,900	303,200	269,500			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,020,000	990,000	898,500	834,300	738,100	641,800	545,500	481,400	417,200	385,100	353,000	320,900	288,800	256,700			
	アメリカ	1,180,000	980,000	876,000	813,400	719,600	625,700	531,800	469,300	408,700	375,400	344,100	312,900	281,600	250,300			
	アメリカ	1,000,000	980,000	876,000	813,400	719,600	625,700	531,800	469,300	408,700	375,400	344,100	312,900	281,600	250,300			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,063,500	988,400	890,500	795,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400	440,800	408,100	375,500			
	アメリカ	1,200,000	1,160,000	1,071,000	1,005,200	906,600	800,900	702,200	621,900	556,100	509,200	476,300	443,400	410,500	377,600			
	アメリカ	1,140,000	1,110,000	1,012,400	945,000	844,000	738,700	638,600	564,800	497,400	457,200	423,500	388,800	356,100	322,400			
	アメリカ	1,180,000	970,000	883,500	820,400	725,800	631,100	536,400	473,300	410,200	378,700	347,100	315,600	284,000	252,400			
	アメリカ	1,080,000	830,000	846,000	785,600	694,900	604,300	513,700	453,200	392,800	362,600	332,400	302,200	271,900	241,700			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,063,800	996,400	900,500	795,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400	440,800	408,100	375,500			
	アメリカ	890,000	860,000	868,800	808,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,190,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,110,000	1,070,000	976,200	908,800	807,800	705,100	604,000	533,500	468,100	429,700	396,000	362,300	328,600	294,900			
	アメリカ	980,000	960,000	868,500	806,500	713,500	620,400	527,300	465,300	403,300	372,200	341,200	310,200	279,200	248,200			
	アメリカ	1,000,000	960,000	876,000	813,400	719,600	625,700	531,800	469,300	408,700	375,400	344,100	312,900	281,600	250,300			
	アメリカ	1,080,000	980,000	881,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600			
	アメリカ	1,150,000	1,050,000	950,300	883,000	781,100	678,200	577,300	508,400	441,500	407,500	373,800	338,800	305,600	271,700			
	アメリカ	1,050,000	910,000	823,600	764,800	676,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,800	294,200	264,700	235,300			
	アメリカ	980,000	960,000	871,500	811,800	721,800	630,300	540,500	477,400	417,500	384,800	354,900	324,900	295,000	265,000			
	アメリカ	1,110,000	1,080,000	983,800	915,900	814,000	710,500	608,600	537,500	469,600	432,900	399,000	366,000	331,000	297,100			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,050,000	960,000	871,500	811,800	721,800	630,300	540,500	477,400	417,500	384,800	354,900	324,900	295,000	265,000			
	アメリカ	1,130,000	1,030,000	935,900	869,100	768,800	668,500	568,200	501,400	434,500	401,100	367,700	334,300	300,800	267,400			
	アメリカ	1,200,000	980,000	891,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600			
	アメリカ	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,800	795,600	693,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000			
	アメリカ	1,080,000	1,050,000	950,300	883,000	781,100	678,200	577,300	508,400	441,500	407,500	373,800	338,800	305,600	271,700			
	アメリカ	1,010,000	920,000	841,500	783,800	687,100	608,900	522,300	461,300	403,500	372,000	343,100	314,200	285,300	256,400			

地 域	所 在 国	号 別																									
		大	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号	9	号	10	号	11
大 洋 州	フランス	1,100,000	1,010,000	913,500	848,300	750,400	652,500	554,600	469,400	424,100	391,500	358,900	320,300	288,800	256,700												
	フランス	1,280,000	980,000	888,500	834,300	738,100	641,800	545,500	461,400	417,200	385,100	353,000	320,900	288,800	256,700												
	フランス	1,200,000	1,100,000	1,005,000	938,200	837,800	734,400	634,100	560,800	493,900	454,000	420,800	387,200	353,700	320,300												
	フランス	1,200,000	1,170,000	1,070,100	1,001,700	899,000	790,900	688,200	609,000	540,500	496,000	461,800	427,600	383,300	359,100												
	フランス	1,080,000	930,000	846,000	765,600	694,900	604,300	513,700	433,200	392,800	362,600	332,400	302,200	271,900	241,700												
	フランス	1,170,000	1,020,000	930,100	868,600	776,400	680,900	588,700	520,700	459,200	421,900	391,200	360,400	329,700	298,900												
	フランス	1,270,000	1,230,000	1,136,700	1,068,800	966,800	858,400	754,500	668,700	600,800	549,000	515,100	481,100	447,100	413,200												
	フランス	940,000	920,000	831,000	771,700	682,600	583,600	504,600	445,200	385,800	356,200	326,500	296,800	267,100	237,400												
	フランス	1,110,000	1,080,000	983,800	915,900	814,000	710,500	608,600	537,500	469,600	432,900	399,000	365,000	331,000	297,100												
	フランス	1,000,000	960,000	876,000	813,400	719,600	625,700	531,800	469,300	406,700	375,400	344,100	312,800	281,600	250,300												
	フランス	1,180,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,900	785,800	683,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000												
大 洋 州	フランス	1,330,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,900	785,800	683,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000												
	フランス	1,150,000	1,120,000	1,020,000	952,100	850,200	745,100	643,200	568,800	500,900	460,400	426,500	392,500	358,500	324,600												
	フランス	1,210,000	1,170,000	1,072,300	1,000,700	893,200	782,500	675,000	596,900	525,200	482,900	447,000	411,200	375,400	339,500												
	フランス	1,010,000	980,000	891,000	827,300	731,800	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600												
	フランス	1,180,000	1,090,000	1,003,700	942,700	851,300	752,900	661,300	585,800	524,800	480,300	448,800	419,400	388,900	358,400												
	フランス	950,000	920,000	838,600	778,700	688,900	599,000	509,200	449,300	389,400	359,400	329,500	299,500	269,600	239,600												
	フランス	1,470,000	1,140,000	1,033,200	958,400	848,700	738,900	627,300	553,500	479,700	442,800	405,900	369,000	332,100	295,200												
	フランス	1,530,000	1,160,000	1,062,700	994,800	892,900	785,800	683,700	605,000	537,100	492,800	458,900	424,900	390,900	357,000												
	フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200												
	フランス	1,010,000	870,000	786,100	730,000	645,700	561,500	477,300	421,100	365,000	338,900	308,800	280,800	252,700	224,600												
	フランス	1,130,000	1,100,000	1,011,100	949,600	857,400	758,100	666,800	588,800	528,300	483,500	452,800	422,000	391,300	360,500												
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	1,200,000	1,170,000	1,076,800	1,013,100	917,700	813,800	718,100	638,600	573,000	523,300	481,500	459,700	427,900	396,100													
フランス	1,130,000	1,100,000	1,011,100	949,600	857,400	758,100	666,800	588,800	528,300	483,500	452,800	422,000	391,300	360,500													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	353,800	328,300	300,800	273,200													
フランス	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500</																						

官報 (号外)

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
中近東	パキスタン	1,120,000	1,080,000	990,000	924,200	825,600	723,700	625,000	552,800	487,000	447,600	414,700	381,800	348,900	316,000
	アフガニスタン	950,000	920,000	840,200	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	355,800	328,300	300,800	273,200
	マレーシア	1,140,000	1,110,000	1,012,400	945,000	844,000	739,700	638,600	564,800	497,400	457,200	423,500	389,800	356,100	322,400
	ミクロネシア	1,120,000	1,080,000	990,000	924,200	825,600	723,700	625,000	552,800	487,000	447,600	414,700	381,800	348,900	316,000
	アフガニスタン	1,150,000	1,120,000	1,031,800	971,400	880,700	781,500	680,900	612,500	532,100	504,100	473,900	443,700	413,400	383,200
	アラブ首長国連邦	1,080,000	990,000	907,700	847,800	758,000	664,900	575,100	508,700	448,800	412,300	382,400	352,400	322,500	292,500
	イエメン	1,160,000	1,130,000	1,038,400	978,400	887,000	788,900	685,400	618,600	555,000	507,300	476,800	446,400	415,900	385,400
	イスラエル	1,110,000	1,010,000	823,800	860,200	764,800	667,700	572,200	505,400	441,800	407,200	375,400	343,600	311,800	280,000
	イラク	1,230,000	1,080,000	996,100	935,700	845,000	747,400	656,800	581,700	521,300	477,100	446,900	416,700	386,400	356,200
	イラン	1,290,000	1,130,000	1,041,100	977,400	882,000	779,500	684,000	605,800	542,200	496,300	464,500	432,700	400,900	369,100
	オマーン	1,010,000	990,000	905,500	848,800	763,700	673,300	586,300	520,800	464,100	425,400	387,100	368,800	340,400	312,100
カタール	1,070,000	1,040,000	950,400	890,500	800,700	705,400	615,600	544,900	495,000	444,700	414,800	384,800	354,900	324,900	
クウェイト	1,070,000	990,000	905,500	848,800	763,700	673,300	586,300	520,800	464,100	425,400	387,100	368,800	340,400	312,100	
サウジアラビア	1,240,000	1,080,000	1,003,700	942,700	851,300	752,800	661,300	585,800	524,800	480,300	449,800	419,400	388,900	358,400	
シムルダン	1,110,000	1,010,000	823,900	860,200	764,800	667,700	572,200	505,400	441,800	407,200	375,400	343,600	311,800	280,000	
ソマリア	1,140,000	1,040,000	952,600	888,500	794,900	697,000	602,300	532,700	468,600	431,800	400,000	368,500	336,900	305,300	
トルコ	1,030,000	880,000	817,800	764,300	684,100	600,700	520,500	460,500	407,000	373,800	347,000	320,300	293,600	266,800	
バハレーン	1,010,000	980,000	897,900	841,800	757,500	667,800	583,700	516,700	460,600	422,200	394,100	368,100	336,000	309,900	
レバノン	1,160,000	1,130,000	1,041,100	977,400	882,000	779,500	684,000	605,800	542,200	496,300	464,500	432,700	400,900	369,100	
アフリカ	アルジェリア	1,350,000	1,250,000	1,145,900	1,074,800	968,100	854,400	747,700	662,000	590,800	541,300	505,700	470,200	434,600	399,000
	ツェンダ	1,380,000	1,340,000	1,228,300	1,151,200	1,035,700	913,200	797,700	706,100	628,100	576,600	538,100	499,600	461,000	422,500
	ウガンダ	1,190,000	1,160,000	1,063,600	989,400	800,500	735,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400	440,800	408,100	375,500
	エジプト	1,350,000	1,120,000	1,020,000	952,100	850,200	745,100	643,200	568,800	500,900	460,400	426,500	392,500	358,500	324,600
	エチオピア	1,210,000	1,180,000	1,086,000	1,019,200	918,900	811,600	711,300	629,900	563,000	515,600	482,200	448,800	415,300	381,900
	マリトリア	1,210,000	1,180,000	1,086,000	1,019,200	918,900	811,600	711,300	629,900	563,000	515,600	482,200	448,800	415,300	381,900
	ガーナ	1,280,000	1,230,000	1,128,100	1,061,700	960,700	851,000	749,300	664,700	597,300	545,800	512,100	478,400	444,700	411,000
	カーボ・ヴェルデ	1,170,000	1,140,000	1,048,600	984,400	889,200	784,900	688,800	609,900	545,700	499,800	467,500	435,400	403,300	371,200
	ガボン	1,190,000	1,160,000	1,063,600	989,400	800,500	735,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400	440,800	408,100	375,500
	カメルーン	1,250,000	1,210,000	1,116,000	1,047,000	943,500	833,000	729,500	645,900	576,900	528,400	493,900	459,500	425,000	390,500
	ガンビア	1,170,000	1,140,000	1,048,600	984,400	889,200	784,900	688,800	609,900	545,700	499,800	467,500	435,400	403,300	371,200

地 域	所 在 国	号										
		大	使	公	使	特	号	1	2	3	4	5
		号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
ギニア	ギニア	1,280,000	1,240,000	1,151,700	1,086,500	988,600	879,300	781,400	693,600	628,300	573,000	540,400
ギニア・ビサウ	ギニア・ビサウ	1,170,000	1,140,000	1,048,800	984,400	888,200	784,900	688,600	609,900	545,700	499,800	467,500
ケニア	ケニア	1,270,000	1,100,000	1,005,000	938,200	837,900	734,400	634,100	560,800	493,900	454,000	420,600
コモロ	コモロ	1,070,000	1,030,000	945,100	882,500	788,700	691,600	597,700	528,700	468,100	428,300	397,000
コンゴ共和国	コンゴ共和国	1,380,000	1,340,000	1,228,200	1,151,200	1,055,700	913,200	797,700	706,100	629,100	576,500	538,100
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国	1,540,000	1,430,000	1,316,300	1,239,300	1,123,800	996,900	881,400	781,800	704,800	643,600	605,100
セントメ・プリンス	セントメ・プリンス	1,180,000	1,180,000	1,063,600	998,400	900,500	795,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400
ザンビア	ザンビア	1,350,000	1,250,000	1,145,900	1,074,800	968,100	854,400	747,700	662,000	580,800	541,300	505,700
シエラ・レオネ	シエラ・レオネ	1,220,000	1,190,000	1,083,400	1,026,000	925,000	816,900	715,800	633,900	566,500	518,800	485,100
ジブチ	ジブチ	1,210,000	1,180,000	1,086,000	1,019,200	918,900	811,600	711,300	629,900	563,000	515,600	482,200
ジンバブエ	ジンバブエ	1,080,000	980,000	878,900	818,500	727,800	635,600	545,000	481,300	420,900	388,000	357,800
スーダン	スーダン	1,310,000	1,280,000	1,181,500	1,114,100	1,013,100	900,600	799,500	709,800	642,200	585,800	552,100
スワジランド	スワジランド	1,070,000	1,030,000	945,100	882,500	788,700	691,600	597,700	528,700	468,100	428,300	397,000
セーシェル	セーシェル	1,070,000	1,030,000	945,100	882,500	788,700	691,600	597,700	528,700	468,100	428,300	397,000
赤道ギニア	赤道ギニア	1,180,000	1,160,000	1,063,600	998,400	900,500	795,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400
セネガル	セネガル	1,200,000	1,100,000	1,010,300	946,100	849,900	748,200	651,900	577,000	512,800	470,400	438,300
象牙海岸共和国	象牙海岸共和国	1,200,000	1,100,000	1,010,300	946,100	849,900	748,200	651,900	577,000	512,800	470,400	438,300
ソマリア	ソマリア	1,210,000	1,180,000	1,086,000	1,019,200	918,900	811,600	711,300	629,900	563,000	515,600	482,200
タンザニア	タンザニア	1,380,000	1,280,000	1,181,500	1,114,100	1,013,100	900,600	799,500	709,800	642,200	585,800	552,100
チャード	チャード	1,190,000	1,160,000	1,063,600	998,400	900,500	795,600	697,700	617,900	552,600	506,000	473,400
中央アフリカ	中央アフリカ	1,370,000	1,340,000	1,228,200	1,151,200	1,055,700	913,200	797,700	706,100	629,100	576,500	538,100
チュニジア	チュニジア	1,010,000	920,000	841,500	783,800	697,100	608,900	522,300	461,300	403,500	372,000	343,100
トーゴ	トーゴ	1,170,000	1,140,000	1,048,800	984,400	888,200	784,900	688,600	609,900	545,700	499,800	467,500
ナイジェリア	ナイジェリア	1,440,000	1,340,000	1,234,000	1,162,900	1,056,200	938,100	831,400	737,700	668,500	608,300	572,700
ナミビア	ナミビア	1,020,000	980,000	807,700	847,800	758,000	664,900	575,100	508,700	448,800	412,300	382,400
ニジェール	ニジェール	1,170,000	1,140,000	1,048,800	984,400	888,200	784,900	688,600	609,900	545,700	499,800	467,500
ブルキナ・ファソ	ブルキナ・ファソ	1,170,000	1,140,000	1,048,800	984,400	888,200	784,900	688,600	609,900	545,700	499,800	467,500
ブルンジ	ブルンジ	1,380,000	1,340,000	1,228,200	1,151,200	1,055,700	913,200	797,700	706,100	629,100	576,500	538,100
ボツワナ	ボツワナ	1,170,000	1,140,000	1,048,800	984,400	888,200	784,900	688,600	609,900	545,700	499,800	467,500
マダガスカル	マダガスカル	1,070,000	1,030,000	945,100	882,500	788,700	691,600	597,700	528,700	468,100	428,300	397,000
		1,150,000	1,110,000	1,026,100	983,500	889,700	788,800	674,900	597,800	535,200	489,900	454,600

平成十年三月十七日 衆議院會議録第十八号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二六

地 域	所 在 国	号 別													
		大	使 公	使 特	号 1	号 2	号 3	号 4	号 5	号 6	号 7	号 8	号 9	号 10	号 11
アラカイ	日本	1,240,000	1,210,000	1,107,600	1,036,500	929,600	817,700	711,000	629,100	557,900	512,100	476,500	441,000	405,400	369,800
マリ	日本	1,170,000	1,140,000	1,048,600	984,400	888,200	784,900	688,800	609,800	545,700	499,600	467,500	435,400	403,300	371,200
南アメリカ共和国	日本	1,070,000	920,000	836,600	778,700	686,900	599,000	509,200	449,300	389,400	359,400	329,500	299,500	269,600	239,600
モーリシウス	日本	1,070,000	1,030,000	945,100	862,500	768,700	691,600	597,700	528,700	466,100	428,300	397,000	365,800	334,500	303,200
モーリタニア	日本	1,170,000	1,140,000	1,048,600	984,400	888,200	784,900	688,800	609,800	545,700	499,600	467,500	435,400	403,300	371,200
モザンビーク	日本	1,240,000	1,210,000	1,114,300	1,048,000	948,500	840,400	740,900	656,700	590,400	539,400	506,300	473,100	439,900	406,800
モロッコ	日本	950,000	920,000	841,500	783,800	697,100	608,900	522,300	461,300	403,500	372,000	343,100	314,200	285,300	255,400
リビア	日本	1,280,000	1,240,000	1,151,700	1,086,500	986,600	879,300	781,400	693,600	629,300	573,000	540,400	507,800	475,100	442,500
リベリア	日本	1,130,000	1,100,000	1,016,800	957,500	868,400	770,600	681,800	604,500	545,100	497,700	468,000	438,300	408,600	378,900
ルワンダ	日本	1,380,000	1,340,000	1,228,200	1,151,200	1,035,700	913,200	787,700	706,100	629,100	576,600	538,100	499,600	461,000	422,500
セント	日本	1,070,000	1,030,000	945,100	862,500	768,700	691,600	597,700	528,700	466,100	428,300	397,000	365,800	334,500	303,200

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別											
		総 領 事 館	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジヤ	カルカタ	830,000	852,200	771,200	683,200	602,200	533,800	479,800	438,800	411,800	384,600	357,500	330,500
	チェンナイ	880,000	813,900	732,900	646,500	565,500	500,700	446,700	408,400	382,400	355,400	328,300	301,300
	ムンバイ	820,000	813,900	732,900	646,500	565,500	500,700	446,700	408,400	382,400	355,400	328,300	301,300
	ラジュン・パンダン	830,000	758,400	683,800	603,800	529,200	468,700	418,900	383,700	358,900	334,000	309,100	284,300
	ジャカルタ	750,000	679,500	604,900	529,700	454,100	401,200	351,400	323,800	298,000	274,100	249,200	224,400
	スラバヤ	750,000	679,500	604,900	529,700	454,100	401,200	351,400	323,800	298,000	274,100	249,200	224,400
	メダン	790,000	715,700	641,100	563,300	488,700	432,500	382,700	351,300	326,500	301,600	276,700	251,900
	ホーチミン	920,000	841,800	757,500	667,800	583,700	516,700	460,800	422,200	394,100	366,100	338,000	309,900
	バンコック	750,000	679,500	604,900	529,700	454,100	401,200	351,400	323,800	298,000	274,100	249,200	224,400
	漢州	830,000	750,900	664,200	577,800	491,000	433,200	375,400	346,800	317,700	288,800	259,900	231,000
	釜山	860,000	750,900	664,200	577,800	491,000	433,200	375,400	346,800	317,700	288,800	259,900	231,000
	広州	890,000	785,100	702,500	616,700	534,100	472,500	417,400	383,400	355,800	328,300	300,800	273,200
	上海	850,000	748,900	666,300	582,100	498,500	441,200	386,100	355,900	328,300	300,800	273,300	245,700
	香港	970,000	866,100	783,500	693,800	611,300	541,900	486,500	445,000	417,400	388,900	362,400	334,800
	ベナン	980,000	834,300	738,100	641,800	545,500	481,400	417,200	385,100	353,000	324,900	298,800	266,700
北米	カラチ	930,000	831,400	752,800	667,200	588,600	521,600	468,200	429,000	402,800	376,600	350,300	324,100
	マニラ	810,000	738,500	658,500	579,300	502,300	444,500	393,100	360,900	335,300	308,800	283,900	258,300
	コタ・キナバル	760,000	693,400	617,200	539,400	463,200	409,200	358,400	330,300	304,900	279,500	254,000	228,600
	ベナン	760,000	693,400	617,200	539,400	463,200	409,200	358,400	330,300	304,900	279,500	254,000	228,600
	アタナ	890,000	789,500	707,300	615,000	522,800	461,300	399,800	368,000	338,300	307,500	278,800	246,000
	アトランタ	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	アトランタ	890,000	789,500	707,300	615,000	522,800	461,300	399,800	368,000	338,300	307,500	278,800	246,000
	カンザス・シティ	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	サン・フランシスコ	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	シアトル	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	シカゴ	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	デトロイト	770,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	デンヴァー	770,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	ニュー・オルリンズ	800,000	695,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,800	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900

官 報 (号 外)

地 域	所 在 地	号 別											
		総 額	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
中東米	ニュー・ヨーク	1,000,000	784,800	678,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200	264,700	235,300
	ヒューストン	800,000	685,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,600	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	ボートランド	770,000	685,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,600	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	ボストン	880,000	764,800	678,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200	264,700	235,300
	ホノルル	880,000	764,800	678,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200	264,700	235,300
	マイアミ	770,000	685,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,600	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	ロス・アンゼルス	800,000	685,200	615,000	534,800	454,600	401,100	347,600	320,900	294,100	267,400	240,700	213,900
	サンフランシスコ	770,000	674,400	588,600	518,800	441,000	388,100	337,200	311,300	285,300	259,400	233,500	207,500
	エドモントン	750,000	674,400	588,600	518,800	441,000	388,100	337,200	311,300	285,300	259,400	233,500	207,500
	トロント	770,000	674,400	588,600	518,800	441,000	388,100	337,200	311,300	285,300	259,400	233,500	207,500
	モントリオール	750,000	674,400	588,600	518,800	441,000	388,100	337,200	311,300	285,300	259,400	233,500	207,500
中東米	クリチバ	1,010,000	910,800	805,700	700,600	595,500	525,500	455,400	420,400	385,300	350,300	315,300	280,200
	サン・パブロ	1,050,000	910,800	805,700	700,600	595,500	525,500	455,400	420,400	385,300	350,300	315,300	280,200
	ペルー	1,080,000	979,300	874,800	786,500	681,400	584,900	514,800	473,300	438,200	403,200	368,200	333,100
	ボルト・アレグレ	1,010,000	910,800	805,700	700,600	595,500	525,500	455,400	420,400	385,300	350,300	315,300	280,200
	マナウス	1,120,000	1,022,800	917,500	807,000	701,900	621,100	551,000	505,700	470,600	435,600	400,600	365,500
	リオ・デ・ジャネイロ	1,050,000	910,800	805,700	700,600	595,500	525,500	455,400	420,400	385,300	350,300	315,300	280,200
	レシフェ	1,040,000	943,700	838,600	731,900	628,800	533,600	483,500	445,800	410,700	375,700	340,700	305,600
	リマ	1,130,000	1,029,500	923,800	812,300	706,400	625,000	554,400	508,800	473,500	438,300	403,000	367,700
欧州	ミラノ	930,000	813,400	719,600	625,700	531,800	469,300	406,700	375,400	344,100	312,900	281,600	250,300
	ジュネーブ	920,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	バルセロナ	880,000	764,800	678,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200	264,700	235,300
	リス・ボン	950,000	764,800	678,500	588,300	500,100	441,200	382,400	353,000	323,600	294,200	264,700	235,300
	デュッセルドルフ	950,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	ハンブルグ	950,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	フランクフルト	950,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	ベルリン	950,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	ボン	920,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	ミュンヘン	950,000	827,300	731,900	636,400	540,900	477,300	413,700	381,800	350,000	318,200	286,400	254,600
	ストラスブール	930,000	834,300	738,100	641,800	545,500	481,400	417,200	385,100	353,000	320,900	288,800	256,700

地 域	所 在 地	号 別											
		總 額	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
大洋州	ハワイ	930,000	834,300	739,100	641,800	545,500	481,400	417,200	385,100	353,000	320,900	288,800	256,700
	マルセイユ	930,000	834,300	739,100	641,800	545,500	481,400	417,200	385,100	353,000	320,900	288,800	256,700
	エディンバラ	1,070,000	959,400	848,700	738,000	627,300	553,500	479,700	442,800	405,900	369,000	332,100	295,200
	ロンドン	1,070,000	959,400	848,700	738,000	627,300	553,500	479,700	442,800	405,900	369,000	332,100	295,200
	ウラジオストク	1,130,000	994,800	882,900	785,800	683,700	605,000	537,100	492,800	453,900	424,900	390,900	357,000
中近東	サンクト・ペテルズブルグ	1,080,000	952,100	850,200	745,100	643,200	568,800	500,900	460,400	426,500	392,500	358,500	324,600
	ハバロフスク	1,080,000	994,800	892,900	785,600	683,700	605,000	537,100	492,800	453,900	424,900	390,900	357,000
	シドニー	840,000	730,000	645,700	561,500	477,300	421,100	365,000	336,900	308,800	280,800	252,700	224,600
	パース	810,000	730,000	645,700	561,500	477,300	421,100	365,000	336,900	308,800	280,800	252,700	224,600
	メルボルン	840,000	730,000	645,700	561,500	477,300	421,100	365,000	336,900	308,800	280,800	252,700	224,600
中近東	オークランド	810,000	730,000	645,700	561,500	477,300	421,100	365,000	336,900	308,800	280,800	252,700	224,600
	ポート・モレスビー	1,040,000	946,800	857,400	758,100	665,900	588,800	528,300	483,500	452,800	422,000	391,300	360,500
	ドバイ	900,000	811,600	721,800	630,300	540,500	477,400	417,500	384,800	354,800	324,900	295,000	265,000
	ジェンダ	1,030,000	942,700	851,300	752,800	661,300	585,800	524,800	480,300	449,800	419,400	388,900	358,400
	イスラエル	800,000	728,100	647,900	566,100	485,900	429,200	375,700	346,300	319,500	292,900	266,100	239,300

地 域	所 在 地	号											別
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
北米	ニュー・ヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機 関)	1, 110, 000 910, 000	823, 800 764, 800	676, 500 586, 300	500, 100 441, 200	382, 400 353, 000	323, 600 294, 200	264, 700 235, 300					
		830, 000 800, 000	726, 300 674, 400	598, 800 518, 800	441, 000 388, 100	337, 200 311, 300	285, 300 259, 400	233, 500 207, 500					
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機 関) ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際 機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機 構) フランクフル (欧州連合)	1, 070, 000 970, 000	883, 500 820, 400	725, 800 631, 100	536, 400 473, 300	410, 200 378, 700	347, 100 315, 600	284, 000 252, 400					
		1, 270, 000 980, 000	891, 000 827, 300	731, 900 638, 400	540, 800 477, 300	413, 700 381, 800	350, 000 318, 200	286, 400 254, 600					
		1, 080, 000 980, 000	891, 000 827, 300	731, 900 638, 400	540, 900 477, 300	413, 700 381, 800	350, 000 318, 200	286, 400 254, 600					
		1, 210, 000 990, 000	898, 500 834, 300	738, 100 641, 800	545, 500 491, 400	417, 200 385, 100	353, 000 320, 900	288, 800 256, 700					
		1, 140, 000 830, 000	846, 000 785, 600	694, 800 604, 300	513, 700 453, 200	392, 800 362, 600	332, 400 302, 200	271, 900 241, 700					

号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
别	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
手	782,700	789,700	738,700	718,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700

16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号	23 号	24 号	25 号
452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700

附 則

この法律は、平成十年四月一日から施行する。
ただし、別表第一の改正規定中在デンヴァー日本
国総領事館に関する部分は、政令で定める日から
施行する。

理 由

在外公館として在デンヴァー日本国総領事館を
新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤
基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外
公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準
額を改定する等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案（内閣提出）に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うものであ
り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「在ユーゴスラヴィア日本国大使館」の名
称を「在ユーゴスラヴィア連邦共和国日本
国大使館」に、「在西サモア日本国大使館」の
名称を「在サモア日本国大使館」に、「在コン
ゴー日本国大使館」の名称を「在コンゴー共和
国日本国大使館」に、「在ザイル日本国大使
館」の名称を「在コンゴー民主共和国日本国大

使館」に改めるとともに、各々の位置の国名
を「ユーゴスラヴィア連邦共和国」、「サモ
ア」、「コンゴー共和国」、「コンゴー民主共和
国」に改めること。

- 2 在デンヴァー日本国総領事館（実館）を新設
するとともに、同総領事館に勤務する外務公
務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

- 3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在
勤基本手当の基準額を改定すること。

- 4 研修員手当の手当額を改定すること。

- 5 この法律は平成十年四月一日から施行する
こと。ただし、在デンヴァー日本国総領事館
に関する規定は、政令で定める日から施行す
ること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を
図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案の
とおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度一
般会計予算外務省所管のなかに、約十二億七千
三百八十万円が計上されている。
右報告する。

平成十年三月十三日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第八、十四号の発送は都合により後日となるため、第十八号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号地区虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 送料 〇〇五円 別